

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月23日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県小牧市大字下末字五反田434番地の3	
氏名 エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社	取締役社長 古田 博文
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0568-74-1801	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社
事業場の所在地	愛知県小牧市大字下末字五反田434番地の3
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	製品出荷額： 1,362,290 万円
③従業員数	684人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	加工工程：燃えやすい廃油 ⇒業者にて焼却後、セメント原料等として再資源化 ：pH2.0以下の廃酸 ⇒業者にて中和・焼却後セメント原料等として再資源化 ：汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの） ⇒業者で焼却後セメント原料等として、再資源化

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 - 1 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（令和2年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	その他
排出量	- t	- t

(これまでに実施した取組)

別紙 - 2 参照

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	その他
排出量	- t	- t

(今後実施する予定の取組)

別紙 - 2 参照

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃えやすい廃油・pH2.0以下の廃酸・汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)は、それぞれ分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度(- 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度(- 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t

		(これまでに実施した取組)	
		-	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
		-	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ - 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
		-	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
		-	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	その他
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
別紙 ー 3 参照			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	その他
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	- t	- t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p style="text-align: center;">別紙 — 3 参照</p>
<p>電子情報処理組織の 使用に関する事項</p>	<p>【前年度（令和2年度）実績】</p>	
	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)</p>	<p style="text-align: right;">42.6 t</p>
<p>※事務処理欄</p>	<p>(今後実施する予定の取組) H31年3月より導入済み。</p>	

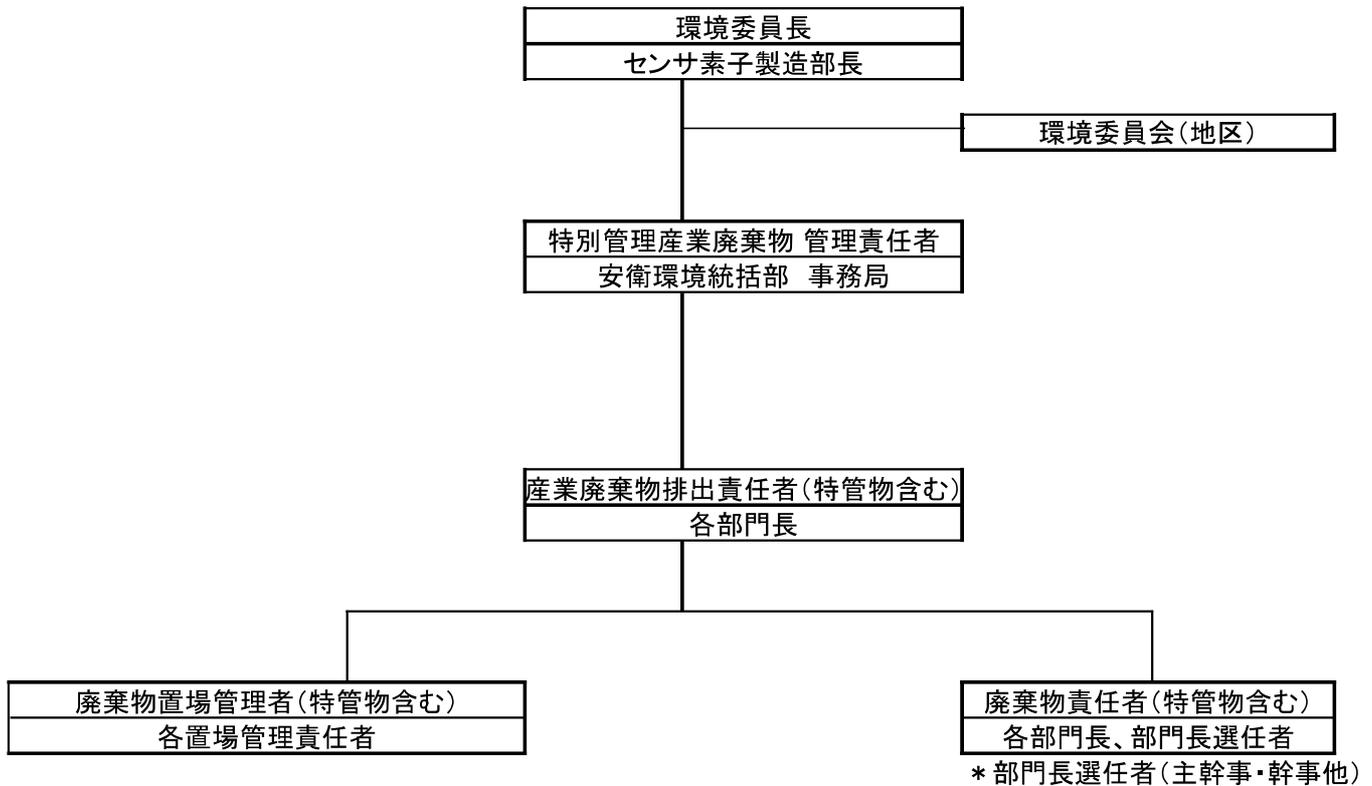
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

特別(普通)管理産業廃棄物の処理に係る管理体制とその役割

別紙-1



役職又は組織	役割
環境委員長	・事業場における廃棄物処理方針の決定
	・事業場における廃棄物処理計画の承認とフォロー
	・事業場における廃棄物削減計画の承認とフォロー
	・各部門における廃棄物削減計画の承認とフォロー
環境委員会	・事業場における廃棄物処理方針の審議
	・事業場における廃棄物削減計画の審議
	・同上のフォローアップ
	・各部門における廃棄物削減計画のフォロー
特別管理 産業廃棄物 管理責任 者	・特別管理産業廃棄物の処理方法の指導及び処置
	・特別管理産業廃棄物の処理計画策定
	・特別管理産業廃棄物に関わる法的及びその他要求事項の特定、対応
	・特別管理産業廃棄物処理状況の把握と改善
産業廃棄物 排出責任者	・廃棄物排出部門内の総括的な管理
	・部門内の廃棄物に関する削減目標設定と実施
	・部門内の廃棄物に関する教育、啓蒙実施
廃棄物置場 管理責任者	・置場施設の正常な運用維持
	・廃棄物の正常な保管
	・異常時の適切な対応
	・排出時の適切な対応
廃棄物責任者	・廃棄物の削減及び分別管理実施
	・職場での廃棄物削減、分別指導
	・廃棄物置場への排出時立会い

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)				合計
	排出量	51.9 t	0.2 t	0.4 t				52.4 t
	(これまでに実施した取組) ・原材料収率向上 ・生産効率改善							
② 計画	【目 標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)				合計
	排出量	60.0 t	0.2 t	0.4 t				60.6 t
	(今後実施する予定の取組) ・原材料収率向上 ・生産効率改善							

		【前年度(令和2年度)実績】						
		燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)				合計
① 現状	全処理委託量	51.9 t	0.2 t	0.4 t				52.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	51.9 t	0.2 t	0.4 t				52.4 t
	再生利用業者への処理委託量	51.9 t	0.2 t	0.4 t				52.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	1.6 t	0.0 t	0.0 t				1.6 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t				0.0 t
		(これまでに実施した取組) ・再生利用業者へ処理委託を行っている。 ・優良認定業者を中心に委託を行っている。						
		【目 標】						
		燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)				合計
② 計画	全処理委託量	60.0 t	0.2 t	0.4 t				60.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	60.0 t	0.2 t	0.4 t				60.6 t
	再生利用業者への処理委託量	60.0 t	0.2 t	0.4 t				60.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	1.8 t	0.0 t	0.0 t				1.8 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t				0.0 t
		(今後実施する予定の取組) ・引き続き、再生利用業者へ処理委託を行う。 ・BCP対応の一環で、新たな優良認定処理業者との取引を開始し、優良認定処理業者との間口を広げていく。						
* 事務処理欄								